# 田北九州市公報

# 発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

**上** 次

◇告 示 ページ ○ 特定有害物質によって汚染されている要措置区域の指定【環境局環境 監視部環境監視課】 2 ○ 指定介護療養型医療施設の指定の辞退【保健福祉局地域福祉部介護保 険課】 3 ○ 介護医療院の開設の許可【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 4 〇 特定地域型保育事業者の確認の辞退【子ども家庭局子ども家庭部幼稚 園・こども園課】 5 ◇ 公 告 〇 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 6 北九州市告示第32号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定に基づき、 次の土地を特定有害物質によって汚染されている要措置区域に指定することに ついて、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示に より指定する要措置区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州 市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成31年2月5日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定する要措置区域 北九州市門司区不老町一丁目1番2、1番12、3113番6及び311 3番19の各一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

# 北九州市告示第33号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第13 0条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条 の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」とい う。)第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があ ったので、法第115条の規定により次のように告示する。

平成31年2月5日

北九州市長 北 橋 健 治

# 指定介護療養型医療施設

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名	指定辞退
号			称	年月日
4 0 1 7	鳥巣病院	北九州市門司区	医療法人社	平成31
6 1 9 3		吉志五丁目5番	団鳥巣病院	年 1 月 3
5 6		10号		1 日

北九州市告示第34号

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、法第114条の7及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の2の3の規定により次のように告示する。

平成31年2月5日

北九州市長 北 橋 健 治

# 介護医療院

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名	許可年月
号			称	日
4 0 B 0	鳥巣病院介護医	北九州市門司区	医療法人社	平成31
1 0 0 0	療院	吉志五丁目5番	団鳥巣病院	年 2 月 1
1 4		10号		日

北九州市告示第35号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第48条の規定により特定地域型保育事業者の確認の辞退の申出があったので、同法第53条第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成31年2月5日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認辞退年
				月日
西口智子	家庭的	北九州市小倉北	西口智子	平成30年
	保育事	区皿山町1番1		12月31
	業	6 号		日

北九州市公告第58号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成31年2月5日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区東二島三丁目750	北九州市八幡東区春の町三丁目8
番21、750番152、827番	番 2 3 号
3、827番8、829番1及び8	藤嶋妙子
29番4から829番6まで	福岡県飯塚市鯰田2525番地1
	6 4
	坂田隆夫
北九州市門司区吉志二丁目958番	北九州市小倉北区明和町9番1号
18、966番1及び966番3か	株式会社海王
ら966番18まで並びに無番のう	代表取締役 竹下弘実
5	
北九州市小倉南区葛原二丁目40番	福岡市博多区博多駅前三丁目2番
51、40番654から40番66	1号
5まで及び40番667	ミサワホーム九州株式会社
	代表取締役 下村秀樹
北九州市門司区原町別院15番23	大阪市北区大淀中一丁目1番88
及び15番25から15番49まで	号
	積水ハウス株式会社
	代表取締役 仲井嘉浩